

東京都後期高齢者医療広域連合告示第108号

令和8年6月1日

東京都後期高齢者医療広域連合選挙長 山田 秀之

東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の実施について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）及び東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

記

1 選挙期日等

(1) 選挙名	東京都後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
(2) 選挙すべき区分	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員） 規約第7条第2項第3号の区分（町及び村の議会の議員）
(3) 選挙すべき議員数	規約第7条第2項第1号の区分（区の議会の議員）3人 規約第7条第2項第3号の区分（町及び村の議会の議員）1人
(4) 選挙候補者の届出期間	令和8年6月16日（火）午前9時00分から 令和8年6月25日（木）午後4時00分まで
(5) 選挙期日	令和8年6月26日（金）から令和8年7月6日（月）まで
(6) 選挙会日時	令和8年7月7日（火）午前10時00分から
(7) 選挙会場所	東京区政会館 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 候補者の推薦

- (1) 東京都の区域内の区、町及び村の議会において、規約第8条第1項の規定により候補者の推薦をしようとするときは、規則第4条第1項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書（規則別記第1号様式）を、選挙候補者の届出期間内に東京都後期高齢者医療広域連合選挙長に届け出ること。
- (2) (1) による届出には、規則第4条第2項の規定により、候補者の推薦の決定に係る議決謄本又は推薦証明書及び承諾書（規則別記第2号様式）を添付すること。

3 選挙の方法

規約第8条第2項及び第3項の規定により、規約第7条第2項第1号に掲げる者にあつては各区の議会、同項第3号に掲げる者にあつては各町及び各村の議会において東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。